

古日書面之通損申付、依此段御断申上候 以上

天十二月晦日 役人 (印)

(註) ① 御役目船——郡落の公用船である。文太郎とは船主の名前で

あるので、當時の庄屋であつたようだ。

② 作事に相掛り申す所とは、修繕も出来ないという意。

③ 建作——修理と同意に用いている。

覚

一 老艘 小船 地下 善右衛門

一同 勇 吉

古之船々今日相割申付ニ付戸立上納仕候此段御断申

上候 以上 寅八月廿八日 役人 中 (印)

進上

ついでに、更に戸立上納の覚書が出ている。

覚

一 老艘 御役目船 文太郎

一 老艘 小船 儀 助

古之船相割申付ニ付戸立上納仕候、依此段御断申上候 以上 寅正月十八日 役人 (印)

(註) ① 相割く——船を解体すること

② 戸立上納——戸立は船の艦の端にある覆文を剥いて廣い板のこ

とである。この板は船の基礎である「カワラ板」という。船の

底板の船尾に斜めに立てて釘付けられ、その左右両端で両

舷の覆文を棚板を上下に一枚ずつ釘付けして(これをカジギ、上

棚板と称す)これが船の骨格の中心となるもので、船では主要

な部分である。

私たちが記憶にある明治年代には、船を新造すれば船體札と

称する板十五枚、幅十枚の板札に、必要事項を墨書し、これ

に焼印を捺したものと交付して戸立板に釘付けし、船を解

体するが又は売却した時はこの船體札だけを船から取りし

て返納する規則であつたので、取扱は手帳であるが、藩政時

代以降には、直接船体の主要部である戸立板に焼印を押さ

いながら、解体の証明として焼印のついてある戸立板を上納さ

せていたものであろうか。

長さ一米から一米五十程内外、幅五六十程以上、厚さ五、六程

重さ二、三十程(普通の場合)の厚板を持運ぶ、不便な取

扱いの板であるが、それが當時の規であるとするは止むを得

ぬことである。

③ 寅——嘉永七寅年 (おわり)

研究

大島神所家の古文書

佐伯藩の漁民優遇についての考察

会員 羽柴 弘

前号で大島(南門町鶴見町)神所家の古文書を紹介し、藩  
祖毛利高政の河拓農政のことを述べ、尚神所家所蔵の古  
文書と早い時期に見せて貰いたいと希望したところ、意  
外に早くその時かよえられ、これから法上に載せていま  
さかの解明を試みたい。これ全く土屋睦治氏の御尽力と  
神所家への御厚意によるものと、心から感謝申し上げたい。  
古文書は約三十通近く、それに古色蒼然たる神所家の  
過去帖一冊で、前号紹介のものとは第一とすれば、第二か  
ら第九まで正文書が皆不流通、その外に、  
（以下略）

高政の意欲ではあるまいか。宛名が甚一郎となつてゐるので、第一資料に見る元和四年(大島左衛門市兵衛宛)の翌年元和五年(永永年)とするのはおかしいと思ふ。次の三通は同じ九月二十三日付となつてゐるが干支もなく、始め手が全くないが「大島左衛門一即」宛であるので、一先ず前掲の文書に「つづく」と考えて見た。

以下順を追つて紹介することとしよう。第三資料は前掲賜教のものとすむが、年次の判定困難な四通を先にかかぬ者が、或はこれが第一資料に先行するものかも知れない。

(第三資料)

おきの嶋水夫役免許の事

當渡おきの嶋の事水夫役其  
外諸役儀令免許の  
自何方申來候共仕問敷者也  
依如件  
伊勢守  
十月廿四日  
高政(書判)  
おきの嶋  
甚一郎  
其他百程中

(読み下し)

當渡おきの嶋の事水夫  
外諸役儀令免許せらる  
候。其外諸役儀免許せらる  
候。何方より申し來り候共仕  
問敷ものなり。依て件  
依て件人知し。

(注) 当渡、佐伯の港を指すと考へられる。  
おきの嶋、即ち佐伯湾の沖合に横たわる大島を指すならん。  
水夫役、特定の漁村に課せられた漁船用の操役。

書判、即ち花押(かほう)であるがこの「連」の文書では次のように扱つ。  
書判「甚一郎(書判)代つて花押したるもの。  
花押「甚一郎(書判)自身か甚一郎の。  
松の年、高政治政下は、永の年、慶長十二年と元和五年の二回あつた。市兵衛宛でないで、或は慶長十二年(一六八七年)と考へてよいのではないか。

鶴屋敷築造に当り、或は関ヶ原合戦の後をうけての海上防備のことから、大島の住民に対する格別な扱いがこ

の文書の意欲ではあるまいか。宛名が甚一郎となつてゐるので、第一資料に見る元和四年(大島左衛門市兵衛宛)の翌年元和五年(永永年)とするのはおかしいと思ふ。次の三通は同じ九月二十三日付となつてゐるが干支もなく、始め手が全くないが「大島左衛門一即」宛であるので、一先ず前掲の文書に「つづく」と考えて見た。

(第三資料)

鮎、半分に特免の事

急度申觸の 近年月に六六、  
い上申者之儀 今より半分  
はゆるし候間相残る半分の  
分あわび月に三度宛此方へ  
相可成候  
又申の 其満之者手前くつ  
るぎにも可成と存 如此申  
付の 此外非分之儀申者於  
有之者此方へ可申越候有標  
ニ可申付者也  
九月廿一日 伊勢守  
高政(書判)  
大島左衛門  
甚一郎へ

(読み下し)

急度申し触候 近年六六とい  
上申申者之儀 今より半  
分はゆるし候間、残る半分は分  
あわび月に三度宛此方へ相  
成る可く候。又申候、  
其満之者手前くつるぎにも  
成るべくと存候。此の如く申し付  
候。此外非分之儀申者  
此方有らば、此の方へ申し  
越すべく候。有標に申し候、  
へきもの也。

(注) 急度、堅くとか厳重にとか、當時のお触書の慣用語  
六六、六六、月に六日、日を定めて事を行ふこと  
るぎ、生活の足し、生活のわかない、  
非分の儀、道理に当らぬこと 有標、あるべき理由

これは今まで月に六、回、日を定めて藩庁に御参りて  
鮎を月三度でよい。それは島民の生活に差し支へない  
おるから。(よそ、浦か)とやかう言うたら、こちからへ申

と出るがよい。——と全く島の人達を庇護する、有り難いお返しである。

同じ日に次のようなお餉である。  
(第四資料)

魚あきない自由の事

急度申餉 於其浦其在所之者共網をつかい魚背取旅入にも何者にも売あきをふべくも他所之者に売中間敷旨余之浦元へ者堅法度申付へ共其浦半はゆるし中間可得其意者也

伊勢守

高政(書判)

九月廿一日

大嶋庄座

甚一郎がたへ

(注) 其浦、即ち大島を指す。

其所、任んでいる所

旅入、自村以外の凡ての人、魚買いの商人、沖買の船も含む。

余の浦、其村以外の浦、即ち大島以外の浦々

法度、法律による禁止、犯罪とする意味。

この御觸書は、大嶋の住民に網をつかつかつての漁業、そして漁獲物の販売自由、という格別な取扱いで、外の浦には凡て全く厳禁してあるところ。それを大嶋の漁民に特別扱いとして自由に許すといふのである。

以上三つの資料は、先月掲載の第一資料に先行するものでないかという事に考えたい、それ日内容筋に見てもおぼろげだが、宛名の甚一郎は同一人物で、(神井宗道去帳を見ても宛名に甚一郎があるが高政治政以後にあり) 初代若狭兵衛より以前で、第二資料の甚一郎が慶長十二年ばかりの頃、第三、第四

(読み下し)

急度申餉 於其浦其在所之者共網をつかい魚背取旅入にも何者にも売あきをふべくも他所之者に売中間敷旨余之浦元へ者堅法度申付へ共其浦半はゆるし中間可得其意者也

の資料もそれに準じている年代だと考えることが妥当である。

それほとちかくとして、問題にしたいことは何故に高政は大嶋に對してこのような特恵寛大さを示したかという点である。「余の浦元へは堅く法度」であったことを特別に免じ(第四資料)、剛壑を奨励したとは云え「年貢の儀は永代免じとらせ」た(第一資料)といふことは、余程の考えがあつたのにならぬ。それは何であつたか。天下分け目の決戦関ヶ原の戦が慶長五年、高政が日田から左遷佐伯転封がその翌年。そして鶴屋城創築が慶長十一年に竣工——そして慶長十九年が大坂冬の陣、翌元和元年が冬の夏の陣、全く動乱の渦中であつた。毛利藩が大軍勢を整え、軍船をそろえて押し出して行く、そんなことも起りうる風雲をなぞらぬ時代であつた。

前任世日田とちかつて佐伯は海に臨み、しかも高政は文祿、慶長の征韓役において水軍海戦の経験も豊富に持つていた。

少し戦乱が起らずとも高政の視野は廣大になつていた。海上交易による富の獲得に大海を制せなくてはならぬ。その前進拠点になるのが佐伯湾口を扼する「おきの嶋」大嶋ではなかつたか。

水軍の第一集結地にし、兵站基地とするには、平和時の海上交通の要衝とするには、大嶋を相当開港し、相当数の住民が定着し、物資施設を整え、労務の提供がいつても間に合わなくてはならぬまい。事実程なく大嶋には佐伯藩の具張所が出来ていく(つづく)

